

助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）/CLOCMiP[®]レベルⅢ認証 新規申請 よくあるご質問（FAQ）

助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）（Clinical Ladder of Competencies for Midwifery Practice、以下 CLOCMiP[®]）レベルⅢ認証に関して、新規申請予定者から寄せられるお問合せとその回答をまとめたFAQです。

内容は随時更新し最新の情報をご提供します。

新規申請に際しては、現在、2018年版 CLOCMiP[®]レベルⅢ認証申請要項を準備中です。

また、『助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）活用ガイド』、機関誌『アドバンス助産師』創刊号、Vol. 2も併せてご参照ください。

■□■申請について■□■

<1. 審査料について>

Q. 1-1 新規申請の審査料はいくらでしょうか？

A. 1-1 審査料は、消費税込みで5万円です。

<2. 施設内承認について>

Q. 2-1 新しい職場に勤めてまだ間もないのですが、CLOCMiP[®]レベルⅢ 施設内承認書の総合評価の承認を得るにはどうしたらよろしいでしょうか？

A. 2-1 CLOCMiP[®]レベルⅢの能力を有していることを、ポートフォリオ（自身の実践記録）を使って説明するなどして、現所属施設の看護部長や施設長に承認してもらってください。

Q. 2-2 現在、病院勤務をしておりません。また、前職場の上司も定年退職などで職を離れています。実践例数承認書は誰に承認をお願いしたらよろしいでしょうか？

A. 2-2 前職場での勤務実態を把握し、実際に証明できる元上司・元同僚などにポートフォリオ（自身の実践記録）を使って説明し、承認を得てください。

<3. 研修について>

Q. 3-1 CLOCMiP[®]レベルⅢ認証申請のためには、ステップアップ研修も受講する必要がありますか。

A. 3-1 必須研修、ステップアップ研修ともに受講する必要があります。

Q. 3-2 ステップアップ研修も研修修了証が必要ですか？

A. 3-2 必要です。

Q. 3-3 必須研修は所属している病院内の研修でも OK でしょうか？

A. 3-3 病院内の勉強会は、CLOCMiP®レベルⅢ認証申請に活用できる研修には該当しません。ただし、日本助産評価機構が指定した医療機関（総合周産期センターおよび地域周産期センター）が主催し、地域の助産師に公開している研修は、CLOCMiP®レベルⅢの認証申請に活用することのできる研修として認めています（2017年4月以降）。

Q. 3-4 いろいろな研修会に参加していますが、修了証に「助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）®レベルⅢ認証申請に活用可能な研修」と表記されていません。これらの研修は無効でしょうか？

A. 3-4 2015年4月から2017年3月までに実施された研修については、修了証に正式に表記されていなくても、「CLOCMiP®レベルⅢ認証申請に活用できる研修と認める基準」の基準を満たしていれば認められます。

Q. 3-5 周産期医療支援機構（ALSO）の研修は必須研修として認められますか？

A. 3-5 分娩期の胎児心拍数陣痛図（CTG）に関する研修のみ認めています。

Q. 3-6 必須研修修了証が申請に必要と理解していますが、「研修修了証」を受け取るのは研修が修了してから数週間後になります。研修会当日に受け取れる「受講証明書」で代用できますか？

A. 3-6 「受講証明書」で代用できます。

Q. 3-7 ステップアップ研修で求められる学術集会への参加ですが、どのような学術集会が対象ですか？

A. 3-7 日本助産学会、日本母性衛生学会、都道府県母性衛生学会、日本母性看護学会、日本糖尿病・妊娠学会、日本看護学会ヘルスプロモーション学術集会、日本助産師学会、日本周産期・新生児医学会、日本新生児看護学会、日本母子看護学会、日本周産期メンタルヘルス学会、日本母乳哺育学会

Q. 3-8 新規申請では、学術集会で発表したか否かは問われないと考えてよいでしょうか？

A. 3-8 新規申請では、学術集会に参加することを条件としており、発表の有無は問いません。ただし、学術講演・発表ではない学会総会への参加だけでは認められません。

<4. 再受験の有無について>

Q. 4-1 試験に合格しなかった場合、翌年以降に試験だけ受けることはできますか？

A. 4-1 試験だけ受けることはできません。翌年以降に新たに申請してください。

<5. 申請方法について>

Q. 5-1 書類を郵送して申請することはできますか？

A. 5-2 郵送申請は受けません。

■□■その他■□■

<1. プライベートな問題>

Q. 1-1 最近結婚したため、現在、助産師免許証氏名の改姓を申請中です。個人認証を受けるにあたり、どうしたらよいでしょうか？

A. 1-1 助産師免許証、必須研修修了書に記載されている氏名は申請時の氏名と一致していなければなりません。合致していない場合は申請書類と共に戸籍抄本をアップロードしてください。

Q. 1-2 審査期間中に婚姻のため改姓する予定です。予め申し出る必要はありますか？

A. 1-2 申請時に助産師免許証氏名とご自身の氏名が一致していれば問題ありませんので、事前の届出は不要です。